

INHERITANCE TAX LAW PROFICIENCY EXAM LEVEL 2

2026年9月版

相続税法能力検定2級 想定問題集

解説つき 全問オリジナル作成

6

問収録

無料サンプル版

製品版は全160問

SKILL BASE CAMP

本書は非公式の学習教材です。試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

本書について

本書は、相続税法能力検定2級の想定問題集（全160問）の無料サンプル版です。製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

対象 相続税法能力検定2級の受験者。2級対策として、3級の基礎を含めて収録している（1級対策は別冊の「相続税法能力検定1級 想定問題集」）

出題形式 本試験2級は記述式（文章問題は空欄方式又は○×方式、ほかに相続人及び相続分判定、計算式を与える計算問題）・試験時間1時間。本書は学習のしやすさを優先し、4択の想定問題に置き換えて構成している

収録数 6問（各章の問題のあとに解答・解説）

準拠 公益社団法人全国経理教育協会が公表する「令和8年度 相続税法能力検定試験級別出題区分表」（令和8年5月1日改正）、受験要項・試験規則・実施要項、令和8年度税制改正の要旨（2026年9月時点）。適用法令の基準日は令和8年4月30日（第121回・令和9年2月7日の試験向けの見込み）

本試験の実施状況

本試験は公益社団法人全国経理教育協会が主催し、文部科学省が後援する。年2回実施されており、令和8年度は第120回（令和8年10月25日）・第121回（令和9年2月7日）。1級・2級・3級の3ランクがあり、2級は3級の出題範囲を含む。2級の試験時間は1時間（開始13時00分）、合格基準は100点満点中70点以上（試験規則第7条）。受験料（税込）は2級4,000円（3級3,500円、1級5,500円）。設問数・

大問構成・配点の内訳、科目別の出題割合、合格率・受験者数は公表資料に記載がないため、本書ではそれらの前提を示さない。

科目と配点

要項・区分表とも科目別の出題割合を公表していない。本書では、出題区分表で3級・2級の列に細目がある中項目（全43件）の数の比で、10科目の分量を暫定的に配分している。この配分は本書独自の仮の目安であり、本試験の出題比率を示すものではない。

解き方の目安

本試験2級は記述式（空欄・○×・計算）だが、本書は4択の想定問題に置き換えて出題している。計算問題は、本試験と同様に計算式や割合・補正率を設問の表で与え、数値の当てはめで正解を求める形にしている。相続人・相続分の判定は、家族関係を表で示す事例問題として収録している。適用法令の基準日は令和8年4月30日（本書の制作時点で申込が見込まれる第121回・令和9年2月7日の試験向け）である点に留意してほしい。

収録内容

サンプル問題

6問 6

本書のご利用にあたって

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** 相続税法能力検定を実施する機関（公益社団法人全国経理教育協会、文部科学省後援）の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有ありません。作成にあたっては、官公庁等が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 3. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 4. 内容は制作時点の情報に基づきます。** 本書は令和8年4月30日現在施行の法令等（令和8年度試験の適用法令の基準日）に基づいています。相続税・贈与税に関わる制度・基準・法令は改正されます。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する一次情報をご確認ください。
- 5. 内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。本書の利用によって生じたいかなる損害についても、著者は責任を負いかねます。
- 6. 複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インター

ネット上での共有・アップロードを含む)、翻案することを禁じます。

7. 商標について。本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では™ および® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

サンプル問題

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。計算問題・事例問題も含めています。

問 1

税法の基礎

相続税・贈与税の納税義務の成立時期

国税通則法の規定によれば、相続税と贈与税の納税義務が成立する時期の組合せとして、正しいものはどれか。

- A 相続税は相続人が相続税の申告書を税務署長に提出した時、贈与税は贈与者と受贈者の間で贈与契約を締結した時
- B 相続税は相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）による財産の取得の時、贈与税は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時
- C 相続税は共同相続人の間で遺産分割の協議が成立した時、贈与税は贈与により財産を取得した年（暦年）の終了の時
- D 相続税は相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時、贈与税は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）による財産の取得の時

問 2

民法の基礎知識

相続人と法定相続分の判定

被相続人甲の相続開始時の親族の状況は次の表のとおりである。甲の相続人とその法定相続分の組合せとして、最も適切なものはどれか。

被相続人甲の親族の状況

人物	甲との関係	相続開始時の状況
乙	配偶者	生存
長男	子	甲より先に死亡
孫X・孫Y	長男の子	生存
長女	子	生存
二男	子	家庭裁判所に相続の放棄を申述し受理された
孫Z	二男の子	生存

- A** 乙 2分の1、長女 6分の1、孫X・孫Y 各12分の1、孫Z 6分の1
- B** 乙 2分の1、長女 4分の1、孫X・孫Y 各8分の1
- C** 乙 2分の1、長女 2分の1
- D** 乙 2分の1、長女 6分の1、孫X・孫Y 各6分の1

問 3

相続税の課税価格と税額

相続税の総額の計算

被相続人甲の相続人は配偶者乙、長男丙、長女丁の3人であり、各人の相続税の課税価格の合計額は2億円である。次の速算表を用いて計算した相続税の総額として正しいものはどれか。

相続税の速算表（相続税法第16条の税率から作成・単位：万円）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000以下	10%	0
1,000超 3,000以下	15%	50
3,000超 5,000以下	20%	200
5,000超 10,000以下	30%	700
10,000超 20,000以下	40%	1,700
20,000超 30,000以下	45%	2,700
30,000超 60,000以下	50%	4,200
60,000超	55%	7,200

- A 2,850万円
- B 4,380万円
- C 3,800万円
- D 2,700万円

問 4

贈与税の課税価格と税額

特例税率による贈与税額

Kさん（令和8年1月1日現在26歳）は、令和8年中に父から現金1,000万円の贈与を受けた。ほかに贈与はなく、非課税の特例も適用しない。次の速算表を用いて計算したKさんの令和8年分の贈与税額として、正しいものはどれか。

贈与税の速算表・一般税率（抜粋・単位：万円）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
600超 1,000以下	40%	125

贈与税の速算表・特例税率（抜粋・単位：万円）

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
600超 1,000以下	30%	90

- A 177万円
- B 231万円
- C 210万円
- D 267万円

問 5

申告・更正及び決定

相続税の申告期限の日付

被相続人甲の相続に関する日付は次の表のとおりである。相続人乙の相続税の申告書の提出期限として、最も適切なものはどれか。なお、提出期限が休日等に当たる場合の取扱いは考慮しない。

甲の相続に関する日付

事項	日付
甲の死亡の日	令和8年3月12日
乙が甲の死亡を知った日	令和8年3月12日
遺産分割協議が成立した日	令和8年12月20日

- A 遺産分割協議が成立した令和8年12月20日
- B 令和9年1月11日
- C 令和9年1月12日
- D 令和9年3月15日

問 6

財産の評価

角地の評価（路線価方式）

被相続人甲が所有していた自用の宅地（普通住宅地区にある長方形の角地）の評価額を、路線価方式で計算する。次の表の条件によるとき、この宅地の相続税評価額として正しいものはどれか。なお、奥行価格補正と側方路線影響加算以外の画地調整はないものとする。

宅地の状況（普通住宅地区）

項目	路線①	路線②
路線価（1㎡当たり・円）	250,000	240,000
その路線から見た奥行距離（m）	30	15
奥行価格補正率	0.95	1.00

宅地の地積と加算率

項目	数値
地積（㎡）	450
側方路線影響加算率（普通住宅地区・角地）	0.03

- A 108,000,000円
 B 110,115,000円
 C 111,206,250円
 D 111,375,000円

解答・解説

問 1 正解 B 税法の基礎 相続税・贈与税の納税義務の成立時期

国税通則法第15条第2項は税目ごとに納税義務の成立時期を定めている。相続税は**相続又は遺贈による財産の取得の時**（第4号）で、ここでいう遺贈には贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（死因贈与）が含まれる。贈与税は**贈与による財産の取得の時**（第5号）で、死因贈与はここから除かれる。なお、納税義務が成立しても納付すべき税額は別に法律の定める手続で確定する（同条第1項）。したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。申告書の提出は納付すべき税額を確定させる手続であり、納税義務の成立時期ではない。贈与税も契約の締結時ではなく財産の取得の時に成立する。C は誤り。相続税の成立時期は財産の取得の時で、分割協議の成立時ではない。また「年の終了の時」は所得税の成立時期（同項第1号「暦年の終了の時」）であり、贈与税の成立時期ではない。D は誤り。含む・除くが逆である。死因贈与は相続税の側（遺贈）に含まれ、贈与税の成立時期の規定からは除かれている。

出典 国税通則法 第15条第1項・第2項第4号・第5号

問 2 正解 B 民法の基礎知識 相続人と法定相続分の判定

二男は相続を放棄したので、初めから相続人とならなかったものとみなされる（民法939条）。放棄は代襲原因ではないため、孫Zも相続人にならない。先に死亡した長男については、その子の孫X・孫Yが代襲相続人となる（887条2項）。したがって子の系統は長男と長女の2つで、子の相続分2分の1を2等分し、長男の分を孫X・孫Yで均分する（900条1号・4号、901条1項）。

法定相続分の計算

相続人	計算	法定相続分
乙	配偶者の相続分	1/2
長女	$1/2 \times 1/2$	1/4
孫X	$1/2 \times 1/2 \times 1/2$	1/8
孫Y	$1/2 \times 1/2 \times 1/2$	1/8

したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。相続の放棄を代襲原因と誤り、孫Zを二男の代襲相続人として数えた場合の値である。C は誤り。先に死亡した長男の子は代襲相続人となるので、孫X・孫Yを除くことはできない。D は誤り。代襲相続人は被代襲者（長男）の相続分を均分するので、孫を子と同じ1人分として数えるのは誤りである。

出典 民法 第887条第2項、第900条第1号・第4号、第901条第1項、第939条

問 3 正解 D 相続税の課税価格と税額 相続税の総額の計算

相続税法第16条により、課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した残額を、各相続人が民法の法定相続分に応じて取得したものとして税率を適用し、その合計を相続税の総額とする。配偶者と子が相続人なので、法定相続分は配偶者2分の1、子は残りの2分の1を2人で等分して各4分の1である（民法第900条第1号・第4号）。

相続税の総額の計算（単位：万円）

段階	計算
基礎控除額	$3,000 + 600 \times 3 = 4,800$
課税遺産総額	$20,000 - 4,800 = 15,200$
乙の取得金額と税額	$15,200 \times 1/2 = 7,600$ 、 $7,600 \times 30\% - 700 = 1,580$
丙・丁の取得金額と税額	$15,200 \times 1/4 = 3,800$ 、 $3,800 \times 20\% - 200 = 560$
相続税の総額	$1,580 + 560 \times 2 = 2,700$

したがって D が正しい。

他の選択肢 A は誤り。基礎控除額の人数を2人として $3,000 + 600 \times 2 = 4,200$ を控除し、15,800 を按分して計算した値（ $1,670 + 590 \times 2 = 2,850$ ）である。B は誤り。課税遺産総額を法定相続分で分けずに、 $15,200 \times 40\% - 1,700 = 4,380$ と一括して税率を適用した値である。C は誤り。速算表の控除額を差し引かず、 $7,600 \times 30\% + 3,800 \times 20\% \times 2 = 3,800$ とした値である。

出典 相続税法 第15条第1項、第16条／民法 第900条第1号・第4号

問 4 正解 A 贈与税の課税価格と税額 特例税率による贈与税額

直系尊属である父からの贈与で、Kさんは贈与を受けた年の1月1日において18歳以上であるため、**特例税率**（措置法第70条の2の5第1項）を適用する。

税額の計算（単位：万円）

段階	金額
課税価格	1,000
基礎控除	110
基礎控除後の課税価格	890
贈与税額	177

$1,000 - 110 = 890$ （万円）、 $890 \times 30\% - 90 = 177$ （万円）。したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。一般税率を用いて $890 \times 40\% - 125 = 231$ と計算している。C は誤り。基礎控除を差し引かずに $1,000 \times 30\% - 90 = 210$ と計算している。D は誤り。速算表の控除額を差し引かずに $890 \times 30\% = 267$ としている。

出典 租税特別措置法 第70条の2の4第1項・第70条の2の5第1項

問 5 正解 C 申告・更正及び決定 相続税の申告期限の日付

相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内である（相続税法第27条第1項）。乙が甲の死亡を知ったのは令和8年3月12日なので、翌日の3月13日から数えて10か月が満了する令和9年1月12日が提出期限となる。遺産が未分割であっても期限は変わらず、分割協議の成立日は期限に影響しない。したがって C が正しい。

他の選択肢 A は誤り。遺産分割協議の成立日は申告期限とは関係がない。未分割のときも期限までに申告しなければならない。B は誤り。「知った日」の当日から数え始めた場合の日付であり、期間は翌日から数える。D は誤り。翌年3月15日は贈与税の申告期限の最終日である。

出典 相続税法 第27条第1項／税務大学校 講本『相続税法（基礎編）』令和8年度版 第6章第1節1(2)
(注) 2

問 6 正解 C 財産の評価 角地の評価（路線価方式）

角地は、路線価に奥行価格補正率を乗じた1㎡当たりの価額が高い方の路線を正面路線とする（財産評価基本通達16(1)）。路線価そのものが高い路線①ではなく、補正後の価額が高い路線②が正面路線になる。側方路線（路線①）は、その路線価を正面路線の路線価とみなして奥行価格補正をした価額に、側方路線影響加算率を乗じて加算する（同16(2)）。

正面路線の判定（単位：円）

路線	計算
路線①	$250,000 \times 0.95 = 237,500$
路線②	$240,000 \times 1.00 = 240,000$

評価額の計算（単位：円）

段階	計算
正面路線価による価額	$240,000 \times 1.00 = 240,000$
側方路線影響加算額	$250,000 \times 0.95 \times 0.03 = 7,125$
1㎡当たりの価額	$240,000 + 7,125 = 247,125$
評価額	$247,125 \times 450 = 111,206,250$

したがって C が正しい。

他の選択肢 A は誤り。 $240,000 \times 450 = 108,000,000$ として、側方路線影響加算をしていない。B は誤り。路線価の高い路線①を正面路線としたもので、 $(250,000 \times 0.95 + 240,000 \times 1.00 \times 0.03) \times 450 = 110,115,000$ となる。D は誤り。側方路線の路線価に奥行価格補正率を乗じずに加算したもので、 $(240,000 + 250,000 \times 0.03) \times 450 = 111,375,000$ となる。

出典 財産評価基本通達 15、16、付表1「奥行価格補正率表」、付表2「側方路線影響加算率表」

本章の出典

- 日本国憲法（昭和21年憲法）第29条・第30条・第83条・第84条（e-Gov 法令検索）
- 国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条・第15条・第16条・第31条・第32条（e-Gov 法令検索）
- 国税庁 税務大学校『税法入門』（令和8年度版）第1章「租税」
- 国税庁 税務大学校『税法入門』（令和8年度版）第6章第2節「申告納税制度を支える二つの柱」
- 民法（明治29年法律第89号）第五編 相続（令和8年4月30日現在）
- 相続税法（令和8年4月30日現在）第1条の3・第1条の4・第19条・第21条の3
- 税務大学校 講本『相続税法（基礎編）』令和8年度版 第1章「総説」、第3章「法定相続人の数」、（参考）民法の相続制度の概要
- 相続税法（昭和25年法律第73号）第1条の2～第3条、第12条～第19条の4、第21条の6、第21条の15、第21条の16（令和8年4月30日現在）
- 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第69条の4（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）
- 民法（明治29年法律第89号）第五編 相続（第887条、第900条、第901条、第985条、第994条、第1002条）
- 税務大学校 講本『相続税法（令和8年度版）』第3章 相続税の課税価格と税額
- 民法（明治29年法律第89号）第三編第二章第二節 贈与 第549条～第554条（令和8年4月30日現在）
- 相続税法（昭和25年法律第73号）第1条の4、第2条の2、第5条～第9条の2、第21条～第21条の8（令和8年4月30日現在）
- 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の2の4・第70条の2の5（令和8年4月30日現在）
- 税務大学校「相続税法（基礎編）」令和8年度版（講本）第4章
- 相続税法（令和8年4月30日現在）第19条・第19条の2・第21条の6・第21条の9～第21条の16・第27条・第28条・第62条・附則第3項
- 租税特別措置法（令和8年4月30日現在）第69条の4・第70条の2の4・第70条の2の5・第70条の3の2
- 税務大学校 講本『相続税法（基礎編）』令和8年度版 第3章第5節「相続税の課税価格の計算」、第5章「相続時精算課税制度」、第6章「申告・更正及び決定」

-
- 相続税法（昭和25年法律第73号）第22条（令和8年4月30日現在）
 - 財産評価基本通達（国税庁）第1章 総則（1～5-2）、第2章 土地及び土地の上に存する権利（7～27、付表1～3・6・7）、第3章 家屋及び家屋の上に存する権利（88～94）、第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資（168～186-2）
 - 税務大学校 講本『相続税法（令和8年度版）』第11章 財産の評価

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

相続税法能力検定2級 想定問題集

2026年9月版（第1.1版・2026年10月14日改訂）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。